

生産性向上設備投資促進税制 制度の概要

認定

期間：平成26年1月20日から平成29年3月31日まで。

平成26年度税制改正大綱において、生産性向上設備投資促進税制の創設が盛り込まれました。

『生産性向上設備投資促進税制』は、生産ラインやオペレーションの改善に資する設備や、先端設備を取得、制作等した場合に、即時償却または 税制控除が選択いただける制度です。

この度弊社の 『リアルタイム設備稼働管理システム』が、本税制の対象となる先端設備として認定されました！

この機会にぜひ『生産性向上設備投資促進税制』の対象設備となった『リアルタイム設備稼働管理システム』をご検討ください。

先端設備

機械装置・工具・器具備品・建物
建物附属設備・ソフトウェア

認定

生産ラインやオペレーションの改善に資する設備

機械装置・工具・器具備品・建物
建物附属設備・構築物・ソフトウェア

*本制度が適用できるかどうかは、必ず担当の税理士、または所轄の国税局／税務署にご確認ください。
*生産性向上設備投資促進税制の詳細については、経済産業省のHPでも確認いただけます。

経済産業省HP

http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/seisanseikojo/setsumeikail40701.pdf

先端設備の要件確認の流れ

